

# 日向東臼杵南部

# 広域連合だより

構成団体・・・日向市、門川町、東郷町、南郷村、西郷村、北郷村、諸塚村、椎葉村

## 【第4号】

平成14年11月発行

日向東臼杵南部広域連合

〒883 0034

日向市大字富高2192

TEL(0982)53 3401

FAX(0982)52 7889

## 広域連合は、市町村の「組合」です。

本来、個々の市町村で行うべき行政の一部を、必要に応じて複数の自治体が経費を分担して効率的に共同処理する組合が「広域連合」です。本広域連合では、私たちの生活の中で欠かすことの出来ない重要な公共施設の運営管理などを行っています。(施設名と共同処理する市町村は、以下のとおりです。)

### ごみ処理施設：清掃センター

日向市、門川町  
東郷町、南郷村  
北郷村、諸塚村



### し尿処理施設：財光寺汚泥処理場

日向市、東郷町



### 火葬場：日向地区斎場東郷霊苑

日向市、門川町  
東郷町、南郷村  
西郷村、北郷村  
諸塚村、椎葉村



### 一般廃棄物最終処分場：(計画中)

門川町、東郷町  
南郷村、西郷村  
北郷村、諸塚村  
椎葉村



(写真は、日向市一般廃棄物最終処分場)

7町村の広域最終処分場の建設  
生活環境影響調査を実施します。

私たちの家庭などから出されたごみは、選別、焼却、破碎、リサイクルなどで減量化、無害化、資源化され、最終的に残ったごみは「最終処分場」に埋め立てられますが、近年、この最終処分場の確保が国家的課題となつていきます。

こうしたことから現在、国や県の指導により、全国各地でごみ処理の広域化が進められており、日向市を除く7町村では、最終処分場を共同で建設することになっています。建設予定地については、各町村から候補地を挙げて現地調査を行い、協議の結果、平成11年に「門川町栄ヶ丘」を予定地に決めました。

今回、施設の概略となる基本計画の策定とともに、施設が設置された場合の影響などを調査する「生活環境影響調査(環境アセスメント)」を実施し、予定地の現況調査や将来予測を行い、必要な対策などを検討することになりました。施設の建設に際し、大変重要な調査であり、調査結果は、法律に基づいて公表され、関係者には意見書を提出する機会が与えられます。調査に対するご理解とご協力をお願いします。

### 処分場建設の流れ

- 生活環境影響調査・施設の基本計画書策定
- 調査結果の公表・意見書の提出
- 施設の整備計画書策定
- 国県のヒヤリング
- 取り付け道路の造成工事
- 施設の実設計書策定
- 施設本体工事
- 供用開始



最終処分場のイメージ

## 生活環境影響調査って何？

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、最終処分場を建設する際には、事前に生活環境影響調査を行うことが義務付けられています。

この調査は、施設建設に先立ち、周辺地域の生活環境に及ぼす影響を事前に把握し、その結果に基づき生活環境に配慮した対策を検討することを目的に調査・分析を行うものです。

調査の結果、施設レイアウトの変更や新たな公害防止対策の必要性などにより計画を変更したり、仮に予定地そのものが建設に不相当であることが判った場合は、予定地の変更も検討せねばならないなど事業全体を大きく左右する重要な調査になります。調査は年内に着手し、期間はおよそ1年間を予定しています。

現地調査では、水質、土壌、騒音、振動、悪臭、交通量、大気質、地下水を定期的に調査していきます。



## 調査の流れ

### 地域の概況調査

建設予定地やその周辺地域の特性に関して、資料の収集や下記の項目について現地調査を行います。

### 環境影響要因の抽出

事業計画内容や地域の概況調査の結果を十分に勘案して、地域の環境に影響を及ぼす恐れのある要因を抽出します。

### 調査等の項目の選定

抽出された環境影響要因に応じ、調査・予測・評価を実施する項目を選定します。

### 環境保全目標の設定

地域の土地利用、水利用など生活環境を考慮して、各評価対象項目ごとに保全すべき目標を設定します。

### 現地調査

周辺地域の現況及び予測に必要な自然的、社会的条件の現況を把握するため、既存資料や現地の調査を行います。

### 影響予測

施設が稼働した場合の影響について予測します。

### 影響評価

施設の建設により生ずる影響について、環境保全目標に照らし、見解を明らかにします。

### 環境保全措置の検討

評価の結果、必要に応じて計画の変更、公害防止施設の設定、修景緑化等の対策を講じるなどの検討を行います。また、工事中や稼働後の環境監視計画についても検討します。

### 総合評価、調査書の作成

施設の建設及び稼働による周辺地域の環境に対する影響を総合的に評価し、調査書を取りまとめます。

### 調査結果の公表・意見書の提出

## 地域の概況調査時の調査項目

区分	項目	調査内容	
一般項目	自然的状況	気象	風向、風速、気温、湿度、降水量、日射量等
		水象	河川、湖沼、海域の形態特性、流況等
		地象	一般地形、一般地質、特筆すべき地形・地質
		植物	植物の生育、分布状況等
		動物	動物の成育、分布状況等
	社会的状況	行政区画・集落	市町村境界、集落、教育・医療・福祉施設の状況等
		人口	人口分布、人口密度、人口動態、流域人口
		産業	産業構造、産業人口、生産額、用水量等
		交通	道路、鉄道、港湾等の位置、交通量等
		土地利用	土地利用状況、都市計画の用途地域、土地利用計画等
環境保全状況	水域利用	水利権、漁業権、港湾、漁港区域の設定状況等	
	環境整備	上下水道、廃棄物処理施設等の設備状況等	
	関係法令による指定・規制	環境基準の種類、公害防止にかかる地域地区及び規制基準、自然公園の地域・地区、自然環境保全地域、史跡・名勝・天然記念物、埋蔵文化財包蔵地、鳥獣保護地区、保安林、砂防指定地・地すべり防止区域等	
環境項目	公害防止にかかるもの	大気汚染	大気質の現況、発生源の状況
		水質汚濁	水質の現況、発生源の状況
		土壌汚染	土壌汚染の現況、発生源の状況、土壌の種類
		騒音	騒音の現況、発生源の状況、苦情発生状況
		振動	振動の現況、発生源の状況、苦情発生状況
		地盤沈下	地盤沈下の現況、地下水の揚水状況、水質
		悪臭	悪臭の現況、発生源の状況、苦情発生状況
自然環境保全にかかるもの	地形・地質	一般的地形、地質の状況、特異な地形、地質、地層、地質構造、災害の発生	
	植物	植物相、群落、植生分布、生育環境	
	動物	動物種の生息、分布状況、生息環境	
その他	廃棄物	廃棄物の発生量、処理・処分方法	
	文化財	史跡・名勝・天然記念物・民族文化財等の分布	





調査結果の公表と意見書の提出  
 調査の結果は公表され、関係者は条例に基づき意見書を提出できることになっていきます。公表場所や意見書の提出方法などは事前にお知らせしますが、公表の期間は1ヶ月、意見書の提出期限は2週間以内となります。この調査の結果や意見書、最終的な施設計画書を取りまとめ、県知事に届け出ます。

調査へのご理解と  
 ご協力をお願いします

8月31日、広域連合長と副広域連合長（7町村長）全員が出席し、門川町役場において、栄ヶ丘・城ヶ丘両地区合同の話し合いを行いました。予定地が住宅地に近いという調査への反対意見もありましたが、広域連合長は調査を実施する旨を伝えました。生活環境影響調査を行うことにより、周辺に与える影響やそれに対する必要な対策などの検討が可能となり、住民の皆様へより具体的な施設計画を示すことができるようになります。広域連合では、調査状況の報告や「環境に関する講演会」なども計画し、事業へのご理解が取りたいと考えています。住民の皆様

事業へのご理解が取りたいと考えています。住民の皆様

特に予定地周辺の皆様のご理解をお願いします。

ご協力をお願いします。

しきくお願います。

## 建設予定地(門川町栄ヶ丘)はここです。

現在の安定型処分場の北側に位置し、予定地そのものは山林に囲まれています。敷地境界から一番近い民家まで直線距離で約130m、住宅地(円の中心)から約200mの距離になります。



### 広域最終処分場建設予定地にかかる経緯

- H4. 3 町議会が、次期最終処分場用地（町単独）として現予定地取得議案を議決。面積40,404㎡、価格54,378千円。
- H9. 1 国が、都道府県に対してごみ処理広域化計画の策定を命令。
- H10. 3 国が、全国538箇所最終処分場に対して改善を命令。
- H10. 7 日向入郷ごみ対策協議会が、ごみ処理広域化計画策定市町村ブロック会議の設置を承認。7町村における管理型最終処分場広域化計画策定作業が開始。
- H10.10 幹事会が、7町村内の候補地7箇所を調査。
- H10.12 幹事会が、最終候補地を現予定地に内定。
- H11. 2 ブロック会議が、最終処分場の広域化を承認。
- H11. 3 県が、宮崎県ごみ処理広域化計画を策定。7町村で広域最終処分場を整備することを明記。
- H11. 7 町議会が、現予定地にかかる用地追加購入議案を議決。面積21,138㎡、価格19,000千円
- H11. 7 日向・入郷ごみ対策協議会が、現予定地に広域最終処分場を建設することを承認。
- H12. 4 7町村が、共同して処分場を建設する「東臼杵南部広域最終処分場整備計画策定協議会」を設置。
- H13. 4 広域連合が発足し、処分場事務が移管。
- H13. 8 栄ヶ丘地区住民の要望により、予定地周辺で新たな候補地がないかを調査。4箇所を調査したが、いずれも面積不足、地形上の問題から不適と判断。
- H14. 1 広域連合長、副広域連合長らが現地調査。現予定地の再評価を行い、計画通り事業を進めることを決定。
- H14. 1 議会総務常任委員会が、現予定地を調査。



# 議会だより

補正予算を議決

## 平成14年第2回議会

10月28日(月)、日向市役所において平成14年第2回議会(定例会)が開催されました。

提出された議案は、補正予算と監査委員選任の計2件。補正予算は、火葬場の建て替えに伴う造成工事の変更や最終処分場整備にかかる施設基本計画策定業務委託費など総額2677万2千円で、審議の結果、全員一致で可決されました。

また、監査委員には、議員の中から黒木睦実議員(東郷町議会選出)が選任同意を受けました。

一方、前議長の辞職に伴う議長選挙も行われ、新議長に



黒木敏雄議員(日向市議会選出)、副議長に藤岡一生議員(諸塚村議会選出)が選ばれました。

採決は調査の結果後に

### 陳情は引き続き継続審査

最終処分場の建設予定地の見直しを求める陳情2件については、総務委員会に付託され、客観的に環境負荷が評価できる生活環境影響調査の結果を踏まえ、結論を出すことは「困難」という理由から、閉会中の継続審査となりました。今回、現在のところ判断材料となり得る調査結果が出ていないことから、状況の変化が認められないとの委員会審査の結果が報告され、2件とも全員一致で引き続き閉会中の継続審査となりました。

### 一般質問の要旨

米良昭平議員(門川町選出)

**問** 最終処分場建設に伴う生活環境影響調査の手順と課題への対応を伺いたい。

**答** 調査は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて行われ、施設の設置によって生ずる環境の変化予測や影響の程度を調査・分析するもの。調査結果は公衆の縦覧に供し、意見書を提出する機会が与えられる。縦覧や意見書の提出方法は条例に基づき公表され、

### 審議した議案等とその結果 議案、陳情

平成14年度日向東臼杵南部広域連合補正予算第1号)可決 全員一致  
 監査委員の選任について 同意 全員一致  
 広域不燃物最終処分場建設予定地(栄ヶ丘地区)見直しについて 継続審査 全員一致  
 最終処分場候補地の白紙撤回について 継続審査 全員一致



縦覧期間は一ヶ月、意見書の提出期限は二週間以内と定めている。これらの調査結果や意見書などと施設計画を県知事に届け出なければならぬ。

最終処分場建設問題は、最も重要かつ緊急な課題と認識している。調査を速やかに実施するとともに、引き続き、事業への理解がいただける必要な取り組みを展開し、事業を円滑に進めたい。

岩切 裕議員(日向市選出)

**問** 最終処分場事業を進めるうえで、住民の理解を得るための取り組みについて伺いたい。

**答** 3月の広域連合だよりで、処分場に関する特集を掲載し、圏域全世帯に配布した地元との話し合いについては、3月に栄ヶ丘と城ヶ丘、8月には両地区合同で行い、8市町村の首長全員で事業への理解を求め、生活環境影響調査を実施する旨を伝えた。

予定地が住宅地に近しいという反対意見だが、施設の必要性については十分に理解をいただいている。調査を実施すれば、周辺への影響に対する検討ができ、より具体的な計画が示せる。講演会などの啓発活動とともに、そうした情報を明らかにしながら、さらなる話し合いを進め、事業への理解が深まるよう努力したい。

**問** 合併論議が高まる中で、広域連合の事務拡大への認識を伺いたい。

**答** 広域連合には、市町村の機能のすべてを一緒にする合併と比べ、条件の整った分野のみを広域で処理するという柔軟性がある。どちらを選択するかは、市町村の主体性に委ねられるが、与えられた使命は重要であると認識し、事務事業の円滑な推進に努力したい。

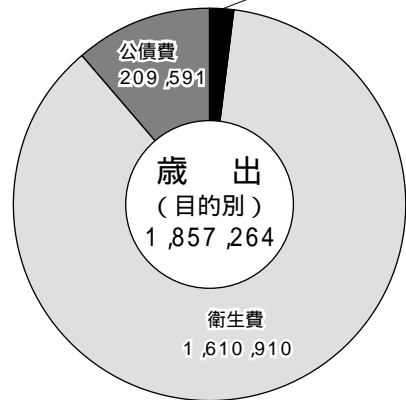
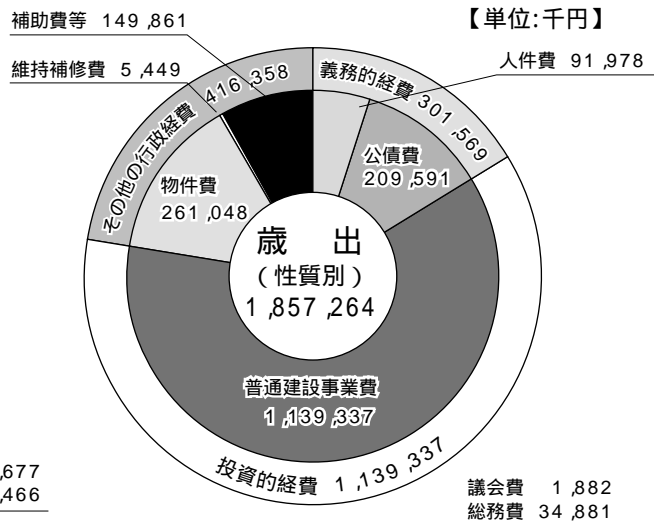
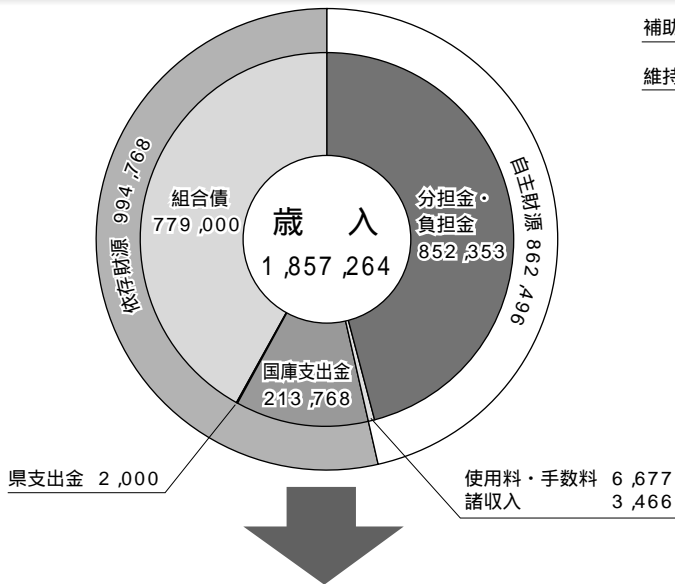
### 広域連合議会議員名簿

(平成14年10月現在)

- 議長 黒木敏雄(日向市)
- 副議長 藤岡一生(諸塚村)
- 議員 浜田作男(門川町)
- 黒木睦実(東郷町)
- 稲村文男(北郷村)
- 下田康士(椎葉村)
- 甲斐了英(椎葉村)
- 岩切 裕(日向市)
- 甲斐保男(南郷村)
- 甲斐敏彦(日向市)
- 江並 孝(日向市)
- 米良昭平(門川町)
- 山崎 實(北郷村)
- 新名敏文(東郷町)
- 甲斐 肇(西郷村)
- 十屋幸平(日向市)
- 西田喜一郎(諸塚村)
- 黒木勤(西郷村)
- 河内政男(日向市)
- 鈴木三郎(日向市)
- 寺原速美(門川町)
- 浜田卓侯(南郷村)

# 広域連合の家計簿を公表します ~ 13年度決算見込み ~

広域連合は、市町村(構成団体)が共同して事務処理を行う「組合」です。そのための経費は、構成団体が拠出する「分担金」や「国庫支出金」などで賄われます。今回、昨年度の決算見込みがまとまりました。特に昨年度は、清掃センターにおけるダイオキシン類削減対策などの大規模事業が行われたこともあり、決算額は18億円を超えました。



広域連合では、清掃センター、し尿処理場、火葬場、一般廃棄物最終処分場の4施設の業務を行っています。これらの施設は、いずれも私たちの生活に欠かすことのできない大切な施設ばかり。8市町村では、これらの施設を適切に運営するために

**13年度 729,254千円**

の分担金を拠出しました。

## 市町村別・事業別分担金の内訳

	一般管理費	ごみ処理事業	し尿処理事業	火葬場事業	最終処分場事業	合計
日向市	18,386	328,383	99,319	15,660	0	461,748
門川町	5,786	112,179	0	5,822	4,088	127,875
東郷町	2,914	27,406	18,504	2,605	1,297	52,726
南郷村	1,919	23,593	0	497	786	26,795
西郷村	947	0	0	517	831	2,295
北郷村	1,985	25,294	0	449	679	28,407
諸塚村	1,926	23,873	0	479	745	27,023
椎葉村	900	0	0	469	1,016	2,385
合計	34,763	540,728	117,823	26,498	9,442	729,254

## 広域連合も「財政事情」を公表しています。

市町村や広域連合は、年2回以上、収入や支出、財産などの状況を住民に公表することが義務付けられています。当広域連合では、毎年5月、11月を公表の時期と定め、8市町村の役所・役場前掲示板に財政事情に関する文書を掲示しています。



「荘厳でやさらかな空間へ」  
**東郷霊苑の建て替えを  
 進めています。**

大切な人との別れの場となる火葬場も、現代社会に欠かすことのできない大切な公共施設です。東郷町山陰にある圏域唯一の火葬場「東郷霊苑」は、築後24年が経ち老朽化と施設機能の低下が進み、建て替えの時期を迎えています。葬送の儀式を厳粛な雰囲気の中で心静かに行えるよう、広域連合では東郷霊苑の建て替え事業を進めています。

建設場所は、現施設の駐車場付近を予定し、建て替えを進めるにあたっては、8市町村の職員で構成する建設等委員会にて調査検討を重ねています。新施設は、周辺環境への配慮はもとより、スムーズな動線計画やゆとりある待合室などで近代的な使いやすい施設を目指しています。



新しい東郷霊苑のイメージ



小野田二地区での説明会(5月8日)

5月から隣接地区や地権者への説明を行い、すべての方の同意をいただきました。ご協力いただきました皆様には深く感謝申し上げます。現在、用地の測量や地質調査などを行い、今年度中に土木造成工事に入る予定です。その後、建物の詳細な設計を行い、火葬炉の決定、建築工事へと進み、平成17年の完成を予定しています。

**建設の基本方針**

- 周辺環境を考慮した計画
- 公害のない計画
- 明るく近代的な施設
- 安全性の高い施設
- 使いやすい施設
- 既施設を使いながらの建設

「環境基準値をクリア」  
**清掃センター  
 ダイオキシン類測定結果**

日向市富高の清掃センターは、日向市、門川町、東郷町、南郷村、北郷村及び諸塚村で出された可燃ごみの焼却を行っています。こうした焼却施設は、法律でダイオキシン類の測定が義務付けられ、結果を都道府県知事に届けなければなりません。

このため、本年7月、清掃センターでは専門機関による測定を行いました。主な結果は以下のとおりで、いずれも基準値をクリアし、安全性の高い施設であることが実証されました。

清掃センターでは、平成12、13年度でダイオキシン類削減対策と施設の機能回復を目的に「基幹的施設整備事業」を行い、公害防止機能を飛躍的に向上させています。これからも施設を適正に運営し、衛生的かつ安全にごみ処理を行いますので、住民の皆様のご理解とご協力をお願いします。



**清掃センター**

供用開始：平成3年4月  
 処理方式：全連続燃焼式焼却炉  
 処理能力：80トン×2炉/24時間

**14年度ダイオキシン類測定分析結果 (平成14年7月25日採取)**

物質名	単位	基準値	1号炉	2号炉	
ダイオキシン類	排ガス	ng - TEQ / m <sup>3</sup> N	80	0.016	0.12
	飛灰	ng - TEQ / g	3	1.2	2.9
	焼却灰	ng - TEQ / g	3	0.0014	0.0021
一酸化炭素	ppm	100	5	2	
ばいじん	g/m <sup>3</sup> N	0.15	0.006	0.001	
塩化水素	mg/m <sup>3</sup> N	700	21	89	

私たちにできること

- ・ごみを分別して減らす
- ・ごみ出しのマナーを守る
- ・無駄なものは買わない
- ・リサイクルに心がける

排ガスの基準値は、平成14年12月1日から「5」に改正されます。